

大分県産業廃棄物税条例をここに公布する。

大分県産業廃棄物税条例

(課税の根拠)

第一条 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てるため、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物税を課する。

(用語の意義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 中間処理業者 廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の四第六項の規定による知事(保健所を設置する市にあっては、市長。以下この条において同じ。)の許可(廃棄物処理法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定による知事の許可を含む。第五号において同じ。)を受けて産業廃棄物の中間処理(発生から最終処分(埋立処分、海洋投入処分(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律百三十六号)に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。)又は再生をいう。第五号において同じ。)が終了するまでの一連の処理の行程の途中における産業廃棄物の処分をいう。以下この号において同じ。)を業として行う者及び廃棄物処理法第十一条第二項の規定により産業廃棄物の中間処理を行う県内の市町村(地方公共団体の組合を含む。第五号において同じ。)をいう。
- 三 焼却処理 産業廃棄物を直接酸素の供給によって燃焼させる処理又は熱分解によりガス化させてその全部又は一部を酸素の供給によって燃焼させる処理をいう。
- 四 焼却施設 中間処理業者が産業廃棄物の焼却処理の用に供する施設又は中間処理業者以外の者が廃棄物処理法第十五条第一項の規定による知事の許可を受けて設置する産業廃棄物の焼却処理の用に供される施設をいう。
- 五 最終処分業者 廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の四第六項の規定による知事の許可を受けて産業廃棄物の最終処分を業として行う者及び廃棄物処理法第十一条第二項の規定により産業廃棄物の最終処分を行う県内の市町村をいう。
- 六 最終処分場 最終処分業者が産業廃棄物の埋立処分の用に供する施設又は最終処分業者以外の者が廃棄物処理法第十五条第一項の規定による知事の許可を受けて設置する産業廃棄物の埋立処分の用に供される施設(同項の規定の適用を受けないで設置されたもので、その面積が三千平方メートル以上のものを含む。)をいう。

(平二六条例四八・一部改正)

(納税義務者等)

第三条 産業廃棄物税は、事業者(中間処理業者を含む。以下同じ。)がその排出する産業廃棄物の焼却処理を委託した場合における当該産業廃棄物の焼却施設への搬入及びその排出する産業廃棄物の最終処分を委託した場合における当該産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、当該事業者<sup>2</sup>に課する。

2 産業廃棄物税は、前項に規定する場合のほか、事業者がその排出する産業廃棄物の焼却処理を自ら行う場合における当該産業廃棄物の焼却施設への搬入及びその排出する産業廃棄物の最終処分を自ら行う場合における当該産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、当該事業者<sup>2</sup>に課する。

(課税免除)

第四条 次に掲げる産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物税を課さない。

- 一 産業廃棄物を再生利用、熱回収その他有効な利用に供するものとして規則で定める施設への搬入
- 二 公益上その他の事由により課税が不適当なものとして知事が認める搬入

(課税標準)

第五条 産業廃棄物税の課税標準は、第三条各項の搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

2 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより当該産業廃棄物の体積を重量に換算するものとする。

(税率)

第六条 産業廃棄物税の税率は、次の各号に掲げる産業廃棄物の搬入に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 焼却施設への産業廃棄物の搬入 一トンにつき八百円
- 二 最終処分場への産業廃棄物の搬入 一トンにつき千円

(税額の端数計算)

第七条 産業廃棄物税は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。)第六条の十七第二項第九号の条例で指定する法定外目的税とし、その確定金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(平三〇条例九・一部改正)

(徴収の方法)

第八条 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、[第三条第二項](#)の規定により産業廃棄物税を課する場合における徴収については、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第九条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、焼却処理を行う中間処理業者又は最終処分業者とする。

2 [前項](#)の特別徴収義務者は、産業廃棄物の焼却施設への搬入及び産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録)

第十条 [前条第一項](#)の規定により産業廃棄物税の特別徴収義務者として指定された者は、焼却施設又は最終処分場ごとに、当該施設における産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を開始しようとする日の五日前までに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 [前項](#)の規定による登録の申請をする場合には、規則に定める様式による申請書を提出しなければならない。

3 知事は、[第一項](#)の規定による登録の申請があった場合において、相当と認めるときは、その申請をした者を特別徴収義務者として登録するとともに、その者に対し、規則に定める様式による証票を交付するものとする。

4 [前項](#)の証票の交付を受けた者は、これを当該焼却施設又は最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。

5 [第三項](#)の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

6 [第三項](#)の規定による登録を受けた者は、登録した事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から五日以内に、知事に登録の変更を申請しなければならない。

7 [第三項](#)の規定による登録を受けた者は、当該焼却施設又は最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内に、知事にその旨を届け出るとともに[第三項](#)の証票を返さなければならない。

(申告納入の手続等)

第十一条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、[次の表](#)の上欄に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物税について、同欄に掲げる区分に応じ、[同表](#)の下欄に掲げる日までに、課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した規則に定める様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、当該特別徴収義務者が設置する焼却施設及び最終処分場のすべてを休止し、廃止し、譲り渡し、又は貸し付けた場合においては、その休止、廃止、譲渡又は貸付け(以下「休廃止等」という。)の日から一月以内に、休廃止等の日までにおいて徴収すべき産業廃棄物税(同日から一月を経過した日以後に納期限が到来するものに限る。)を申告納入しなければならない。

一月一日から三月三十一日まで	四月末日
四月一日から六月三十日まで	七月末日
七月一日から九月三十日まで	十月末日
十月一日から十二月三十一日まで	一月末日

2 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、[前項](#)の期間について納入すべき産業廃棄物税額がない場合においても、[同項](#)の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(平二一条例六二・一部改正)

(徴収猶予)

第十二条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の焼却処理又は最終処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を[前条第一項](#)に規定する納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限ってその徴収を猶予するものとする。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

2 [前項](#)の規定による徴収猶予の申請をする特別徴収義務者は、規則に定める様式による申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 法第十五条の二の二、第十五条の二の三及び第十五条の三並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は[第一項](#)の規定による徴収猶予について、法第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は[第一項](#)の規定による担保について準用する。

4 知事は、[第一項](#)の規定により徴収猶予をした場合には、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除し、及び当該徴収猶予をした期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間に対応する部分の金額のうち当該徴収猶予をした税額に年七・三パーセントの割合(法附則第三条の二第一項に規定する延滞金特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割

合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)を乗じて計算した金額を超える部分に相当する金額を免除するものとする。

(平二一条例六二・平二五条例三一・平二七条例四六・令二条例二三・一部改正)

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第十三条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の焼却処理又は最終処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、[前条](#)の規定により徴収猶予しているとき、その他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 [前項](#)の規定による還付又は納入義務の免除の申請をする特別徴収義務者は、規則に定める様式による申請書に当該還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、[第一項](#)の規定により産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4 知事は、[第一項](#)の規定による申請を受理した場合には、[同項](#)又は[前項](#)に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付の手續等)

第十四条 [第八条ただし書](#)の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき納税者(以下「申告納付すべき納税者」という。)は、[次の表](#)の上欄に掲げる期間における当該産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税について、同欄に掲げる区分に応じ、[同表](#)の下欄に掲げる日までに、課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した規則に定める様式による申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。ただし、申告納付すべき納税者が設置する焼却施設及び最終処分場のすべてを休止し、廃止し、譲り渡し、又は貸し付けた場合においては、その休廃止等の日から一月以内に、休廃止等の日までに納付すべき産業廃棄物税(同日から一月を経過した日以後に納期限が到来するものに限る。)を申告納付しなければならない。

一月一日から三月三十一日まで	四月末日
四月一日から六月三十日まで	七月末日
七月一日から九月三十日まで	十月末日
十月一日から十二月三十一日まで	一月末日

2 [前項](#)の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則に定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(平二一条例六二・一部改正)

(減免)

第十五条 知事は、申告納付すべき納税者について、天災その他特別の事情がある場合には、必要と認める額を限度として産業廃棄物税を減免することができる。

2 [前項](#)の規定により産業廃棄物税の減免を受けようとする者は、当該産業廃棄物税の納期限までに、又は当該減免の原因となるべき事実が発生した日から一月以内に、規則に定める様式による申請書に当該減免を受けようとする理由を証明すべき書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(帳簿書類の保存等)

第十六条 産業廃棄物税の特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者(以下「特別徴収義務者等」という。)は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、焼却施設又は最終処分場への産業廃棄物の搬入に関する事実をこれに記載し、[第十一条第一項](#)の納入申告書又は[第十四条第一項](#)の申告書の提出期限の翌日から起算して五年間保存しなければならない。

2 特別徴収義務者等は、[前項](#)の帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、当該帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

(令三条例三一・一部改正)

(賦課徴収)

第十七条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は[大分県税条例\(昭和二十五年大分県条例第四十五号\)](#)の定めるところによる。この場合において、[同条例第三条第二号](#)中「狩猟税」とあるのは「/狩猟税/産業廃棄物税/」と、[同条例第四条の二第一項](#)中「及び県固定資産税」とあるのは「、県固定資産税及び産業廃棄物税」と、[同条例第二項](#)中「及び鉦区税」とあるのは「、鉦区税及び産業廃棄物税」と、[同](#)

条例第十二条中「この条例」とあるのは、「この条例若しくは大分県産業廃棄物税条例(平成十六年大分県条例第三十八号)」とする。

(平二一条例三三・平二七条例四六・一部改正)

(現行犯事件の臨検、搜索又は差押え)

第十八条 産業廃棄物税は、令第六条の二十二の四第六号の条例で指定する法定外目的税とし、検税吏員(大分県税条例第二条第一号の徴税吏員であって、県税に関する犯則事件の調査を行わせるため知事が別に定めるところによりその職務を指定したものをいう。)は、産業廃棄物税に関する犯則事件について、現に犯則を行い、又は現に犯則を行い終わった者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、法第二十二條の四第一項又は第三項の許可状の交付を受けることができないときは、その犯則の現場において同条第一項の臨検、搜索又は差押えをすることができる。

(平三〇条例九・追加)

(臨検、搜索又は差押え等の夜間執行)

第十九条 産業廃棄物税は、令第六条の二十二の九第四号の条例で指定する法定外目的税とし、産業廃棄物税について夜間でも公衆が出入りすることができる場所でその公開した時間内に臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをする場合は、法第二十二條の二十本文に定める夜間執行の制限を受けないものとする。

(平三〇条例九・追加)

(税収の使途)

第二十条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てなければならない。

(平三〇条例九・旧第十八条繰下)

(規則への委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平三〇条例九・旧第十九条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。  
(平成一六年規則第七九号で、平成一七年四月一日から施行。ただし、附則第四項は、平成一六年一二月二四日から施行)

(適用)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課すべき産業廃棄物税について適用する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に産業廃棄物の焼却処理又は最終処分の事業を行っている者に係る第十条第一項の規定の適用については、同項中「産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を開始しようとする日の五日前までに」とあるのは、「この条例の施行の日から五日以内に」とする。

(準備行為)

4 第十条の規定による特別徴収義務者としての登録の手續及び第六項の規定による申請の手續は、施行日前においても行うことができる。

(課税の特例)

5 当分の間、一の納税義務者の四月一日から翌年の三月三十一日まで(次項の規定により年度の中途において承認を受ける場合にあっては、承認を受けた日から三月三十一日まで)の間における産業廃棄物(廃棄物処理法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物で、他の者から委託を受けて処分されたものを除く。)の焼却施設又は最終処分場への搬入に係る重量の合計が一万トンを超える場合の当該納税義務者の課税標準は、第五条の規定にかかわらず、次表の上欄に掲げる重量の区分によって産業廃棄物の搬入に係る重量を区分し、当該区分に応ずる同表下欄に掲げる率を乗じて計算した重量(当該納税義務者が焼却施設及び最終処分場への搬入を併せて行う場合にあっては、焼却施設への搬入に係る重量及び最終処分場への搬入に係る重量を規則で定めるところによりあん分して計算した重量)の合計とする。

一万トン以下の重量	百分の百
一万トンを超え二万トン以下の重量	百分の五十
二万トンを超える重量	百分の二十五

(平二六条例四八・一部改正)

6 第三条第一項に規定する事業者で前項の規定の適用を受けようとするものは、適用を受けようとする年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。)の開始の日(年度の中途において適用を受けようとする場合は適用を受けようとする期間の開始の日)の十日前までに規則に定める様式による申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 7 前項の承認を受けた者が第三条第一項に規定する搬入を行う場合における産業廃棄物税の徴収については、第八条本文の規定にかかわらず申告納付の方法によるものとする。
- 8 第六項の承認を受けた者が、第三条第一項に規定する搬入を行う場合は、規則に定める様式による承認を証する書面を特別徴収義務者に提示しなければならない。  
(検討)
- 9 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
(平二六条例四八・一部改正)
- 10 知事は、大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(令和元年大分県条例第三十五号)の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
(平二六条例四八・追加、令元条例三五・一部改正)
- 附 則(平成二一年条例第三三号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。  
附 則(平成二一年条例第六二号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の大分県産業廃棄物税条例(以下「新条例」という。)第十一条第一項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に焼却施設及び最終処分場のすべてを休止し、廃止し、譲り渡し、又は貸し付けた場合における産業廃棄物税の申告納入について適用し、施行日前に焼却施設及び最終処分場のすべてを休止し、廃止し、譲り渡し、又は貸し付けた場合における産業廃棄物税の申告納入については、なお従前の例による。
- 3 新条例第十四条第一項の規定は、施行日以後に焼却施設及び最終処分場のすべてを休止し、廃止し、譲り渡し、又は貸し付けた場合における産業廃棄物税の申告納付について適用し、施行日前に焼却施設及び最終処分場のすべてを休止し、廃止し、譲り渡し、又は貸し付けた場合における産業廃棄物税の申告納付については、なお従前の例による。  
(検討)
- 4 知事は、この条例の施行後五年を目途として、新条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
附 則(平成二五年条例第三一号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。  
(延滞金に関する経過措置)
- 9 第三条の規定による改正後の大分県産業廃棄物税条例第十二条第四項の規定及び第四条の規定による改正後の大分県県税外収入金の延滞金徴収条例附則第三項の規定は、延滞金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。  
附 則(平成二六年条例第四八号)  
この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第五項の改正規定は、公布の日から施行する。  
附 則(平成二七年条例第四六号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。  
附 則(平成三〇年条例第九号)  
この条例は、平成三十年四月一日から施行する。  
附 則(令和元年条例第三五号)  
この条例は、令和二年四月一日から施行する。  
附 則(令和二年条例第二三号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。  
附 則(令和三年条例第三一号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第十六条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する帳簿について適用する。